

機能強化計画の進捗状況(要約)

加茂信用金庫

- 15年度の全体的な進捗状況及びそれに対する評価
全体的には、概ね計画どおりの取組みを行ってきた。今後も計画どおり進捗するようリレーションシップバンキング機能強化委員会で進捗管理を行って行く方針である。
- 15年10月～16年3月までの全体的な進捗状況及びそれに対する評価
15年度下期も計画どおりの進捗であった。
- アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況(別紙様式1)

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 15年度	備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度		
I. 中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	<p>融資審査能力向上のため庫内研修の強化と外部研修への派遣。モニタリングを経営の課題として役員を含め金庫全体で取組む。興信所データ等を利用したスコアリング商品の検討・発売。業種別に企業経営者等を講師とした研修会の実施。共同事務センター稟議書作成システムの導入検討。専決権限、常務会付議基準の見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・融資審査会実施 ・融資研修会実施 ・外部研修への派遣(全信協主催の講座)興信所データ等を利用したスコアリング商品の検討・発売。業種別に企業経営者等を講師とした研修会の実施。 共同事務センター稟議書作成システムの導入検討。 専決権限、常務会付議基準の見直しを行う。 	<p>平成15年度同様 ・「目利き研修」実施</p> <p>外部研修参加者を講師とした庫内研修の実施業種別に企業経営者等を講師とした研修会の実施。</p> <p>共同事務センター稟議書作成システムの導入検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・15年6月から9月にかけて若手職員を中心に、融資実務研修を開催した。 ・融資部において、各営業店長と個別にヒアリングを行い、取引先毎の業況把握と今後の取組み方針等の協議を実施した。 ・外部データを活用した、原則無担保、第3者保証不要の長期資金最高3千万円の新商品(スペシャルA)を8月より発売した。 ・地元企業の現状を把握するため、企業経営者を講師に招き、目利き研修会を2回実施した。 ・外部研修(目利き力養成講座、企業再生支援講座等)に支店長クラスの職員10名を派遣した。 ・15年12月専決権限、常務会付議基準の見直しを実施した。 	<p>融資審査態勢の強化は融資審査能力の向上であり、融資審査会、融資部研修会の継続実施、外部研修への参加等より人材育成を図る。融資プロセス見直し、良質な貸出を増加させ、融資実行後の事後モニタリングを充実させ、経営の悪化状況を早期に把握し、再生に取組みできるように態勢整備を図り、貸倒による損失を最小化させ、金庫と企業との間でサステナビリティを高める。</p> <p>店質や審査能力等を勘案し、専決権限を下げる等の見直しを行い、融資審査態勢の強化を図る。また、常務会付議案件については、現在には要注意先以下を全て常務会付議としているが、付議案件にメリハリをつけ、1先に対する審査時間を今まで以上に十分取れるように常務会付議基準の見直しを行い、融資審査態勢の強化を図る。</p> <p>外部研修へ職員を派遣する。 (全信協主催) 企業再生・支援講座 融資審査講座 融資管理回収講座 目利き研修講座等</p>

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 15年度	備 考（計画の詳細）
		15年度	16年度		
(2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	その他関連する取組み別紙様式2参照				
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	地域産業の特性を認識し、情報収集を行いながら地域に役立つコミュニティビジネスを支援する。関東地区産業クラスターサポート会議に出席する。日本政策投資銀行主催の情報交換会議に出席する。	関東地区産業クラスター会議等に出席する。日本政策投資銀行主催の情報交換会議に出席する。	前年同様。	6月11日、関東地区産業クラスター会議に出席した。 7月25日、信金中金主催の日本政策投資銀行リレーションシップバンキング情報交換会に出席した。 16年3月3日、信金中金主催の日本政策投資銀行リレーションシップバンキング情報交換会に出席した。	中小企業が成長発展して行くためには、技術開発や新事業展開を支援することが重要であり、そのための知的財産権や技術を評価するためには、産学官とのネットワークを構築する必要性が重要と考えるが、当地区には未だ産学官のネットワークは構築されていないため、今後、ネットワーク構築時には協力して行きたい。
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融資等連携強化	地方公共団体の産業政策や商工会議所・商工会と連絡を密にし、企業創業等の情報を収集する。日本政策投資銀行主催の情報交換会議に出席し、連携を図って行く。	企業創業等の情報を収集する。日本政策投資銀行主催の情報交換会議に出席する。	前年同様。	7月25日、信金中金主催の日本政策投資銀行リレーションシップバンキング情報交換会に出席した。 16年3月3日、信金中金主催の日本政策投資銀行リレーションシップバンキング情報交換会に出席した。	政府系金融機関との情報共有、協調投融資等の必要性はあると認識しているが、現在は連携していない。
(5) 中小企業支援センターの活用	地方公共団体の産業政策や商工会議所・商工会と連絡を密にし、企業創造等の情報を収集する。	必要に応じ検討する。地方公共団体の産業政策や商工会議所・商工会と連絡を密にし、企業創造等の情報を収集する。	必要に応じ検討する。地方公共団体の産業政策や商工会議所・商工会と連絡を密にし、企業創造等の情報を収集する。	営業所所在地の商工会議所、商工会に情報収集するが、企業創業等の情報はなかった。今後も、地方公共団体の産業政策や商工会議所・商工会と連絡を密にし、企業創業等の情報を収集する方針としたい。	地域経済に有効であるコミュニティビジネスの支援については、中小企業支援センター等外部機関と連携し、必要に応じて、支援を行う方針である。 地方公共団体の産業政策や商工会議所・商工会と連絡を密にし、企業創業等の情報を収集する。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況	備考（計画の詳細）
		15年度	16年度	15年度	
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	<p>かもしんきん大関倶楽部で経営に関する講演会、研修会等を実施する他、ビジネスマッチングができるような会にして行く。 親睦的性格の他、ビジネスマッチングへの活用を検討する。</p>	<p>各後援会、大関倶楽部の年間行事を通じて経営情報の提供やビジネスマッチングに役立てて行く。 ビジネスマッチング方法の検討を行う。 ビジネスマッチングの実施時期を検討する。</p>	<p>各後援会、大関倶楽部の年間行事を通じて経営情報の提供やビジネスマッチングに役立てて行く。</p>	<p>かもしんきん大関倶楽部、4月17日、企業視察（新潟日報事業者）</p> <p>・かもしんきん大関倶楽部の会員を対象として、当金庫理事長が「構造調整圧力にさらされる中小企業」の講演を実施した。講演終了後に納涼会を通じビジネスマッチング的な交流を行った。</p> <p>・かもしんきん大関倶楽部15年12月3日、和平プレイス（株）、ストックパスターズの企業視察研修実施。</p> <p>・かもしん経革広場 16年1月より開始当金庫ホームページよりアクセスし、中小企業向けの情報、サービスを提供する。</p>	<p>各後援会、大関倶楽部を異業種交流会の親睦的性格の他、経営情報の提供、経営に関する研修会等、ビジネスマッチング情報提供の場としての充実を図る。 業界団体が提供する経営情報やビジネスマッチング情報を有効に活用する。 「かもしんきん大関倶楽部」は各種研修・経営情報の提供・講演会等の事業を通じて、次世代を担う若手経営者・後継者（45歳以下）の資質向上を目的とした会であり、加茂・田上地区で結成されており、現在会員は70名である。</p>
(2) コンサルティング業務、M&A業務等の取引先企業への支援業務の取組み					
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表		別紙様式3-2、別紙様式3-3参照			<p>企業再生・支援専担者を設け、債務者区分に応じた企業支援、再生を図り、債権健全化及び不良債権の新規発生防止のための取組みを強化する。</p>
(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施		その他関連する取組み別紙様式2参照			
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力				<p>上期は目立った進捗なし。 今後も、産業再生機構が中小企業の再生をどのように取組むのかが、明らかになった場合に検討する方針とする。</p>	<p>九州大学ビジネススクールで実施されている「中堅・中小企業における財務戦略人材育成のための研修プログラム」には協力関係はない。</p>

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 15年度	備考（計画の詳細）
		15年度	16年度		
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み					
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手					当金庫取引先である中小企業は小規模であり、債権者申立てによる民事再生法等の法的整理になじまず、破産または取引停止処分・廃業等による私的整理が多く、プリパッケージ型の事業再生はなかった。当金庫取引先は小規模な先が多く、プリパッケージ型企業再生に対象となる企業はないものと思われるが、発生すれば対応して行きたい。
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	にいがた産業創造機構等との連携を密に図り、企業再生ファンド組成等の情報交換を行う。	にいがた産業創造機構等との連携強化。	前年同様	企業再生ファンドは組成されず、取引先に対象企業がなかったため進捗なし。	(財)にいがた産業創造機構、にいがた産業創造ファンドが組成された。当金庫は「にいがた産業創造ファンド」に出資した。今後企業再生ファンドが組成され、取引先に対象企業があった場合には協力して行きたい。
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	取組まない。				当金庫取引先は、資本金が少ない中小零細企業が多く、DESやDIPファイナンスに対する知識のニーズもないこと、またDES
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	取組まない方針とするが対象となる企業があれば対応して行きたい。				信託するには当然SPC(特別目的会社)が必要となり、また当金庫の取引先は規模的に、再生にあたり債権流動化するまでの必要性はなく、現状では取組まない方針とするが、対象となる企業があれば対応して行きたい。
(5) 産業再生機構の活用	今後検討する。			上期は目立った進捗なし。今後も、産業再生機構が中小企業の再生をどのように取組むのが、明らかになった場合に検討する方針とする。	当金庫としての企業再生支援の基本方針と取引先中小企業の経営状況、そして債権関係の複雑さ等の状況を踏まえ、対象企業の選定をし、必要に応じて産業再生機構の機能を有効に活用できるかどうか検討する。
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	必要に応じて中小企業再生支援協議会の機能を有効に活用できるかどうか検討する。			上期は進捗なし。今後も状況を見極めてからの対応としたい。再生が可能と判断されるが当金庫が主力ではない場合、複数の金融機関等の権利調整で困難がある場合等に活用を検討する。	当金庫としての企業再生支援の基本方針と取引先中小企業の経営状況、そして権利関係の複雑さ等の状況を踏まえ、対象企業の選定をし、必要に応じて中小企業再生支援協議会の機能を有効に活用できるかどうか検討する。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 15年度	備 考（計画の詳細）
		15年度	16年度		
(7)企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	その他関連する取組み別紙様式2参照				
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1)ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・目利き力向上のための研修実施。 ・与信先への定期的な評価見直し。 ・財務制限条項の適用について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ローンレビュー方法の検討。 ・スコアリング商品の検討 ・財務制限条項の検討 ・目利き研修への派遣 ・財務制限条項の適用について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目利き研修の実施 ・前期のフォローアップ ・財務制限条項の適用について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・興信所データを活用した融資新商品(スペシャルA、最高3千万円限度、保証人は原則代表者)を8月より発売した。 ・企業のキャッシュフローを重視し、実態把握を行うべく、9月に「経営改善計画書兼キャッシュフロー状況表」および「実態バランスシート」を制定した。 ・財務制限条項については、対象企業が少ないため、今後必要があれば検討することとする。 ・15年11～12月 目利き力養成講座(全信協主催)2名派遣 ・15年 9～12月 企業再生支援講座(全信協主催)2名派遣 ・15年11月 企業再生支援講座(県信協主催)6名派遣 ・15年10月 企業の実態把握と信用リスクの低減を図る目的で「企業分析資料」を改訂した。 	<p>財務制限条項については、当金庫取引先中小企業に財務制限条項が適用できるかの問題があり、今後、適用可能性を検討することとする。スコアリングモデルの活用を検討する。ローンレビューについては、融資審査会で定期的な調査を実施する。キャッシュフローを重視した融資審査を行い、融資後の事後モニタリングを実施して行くことで、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図るための態勢整備を図る。</p>

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 15年度	備 考（計画の詳細）
		15年度	16年度		
(3)証券化等の取組み	取組まない。				貸出債権を証券化し流動化させることは、金銭債権の信託と同様に有効であることは認識しているが、現状では証券化のノウハウがなく、またニーズもないことから実施していない。 貸出債権の証券化については当営業地域ではニーズもなく、当面は信金中金等の研修会に参加し勉強して行く方針とする。
(4)財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	TKC傘下の地元会計事務所と提携可能か、また商品化可能か検討する。	・会計事務所との提携検討 ・商品開発検討	前年同様 前年のフォローアップ	地元会計事務所と打ち合わせ中。	財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対しては、融資プログラムの整備を行い、一定の条件の下での無担保融資等を検討したい。
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	信用格付導入により、財務、デフォルト率等、より細かなデータ整備を図る。各種データを検討した、無担保・無保証商品を検討する。	信用格付システム導入。 信用格付システム試行。 信用格付の活用方法検討。 信用各付システムによる信用リスク管理実施。	前年のフォローアップ	信用格付システムを現在試行運転中である。15年度中は、信用格付システムについての試行および債務者区分との整合性等の検討を行い、16年度から本格的な導入を目指して行く。	信用リスク管理に必要となる情報のデータベース化の促進、信用格付導入、債務者毎の推定デフォルト率算定等により、より精緻な取引先の経営評価に努め、これらに基づく新たな融資の活発化と収益力向上を図る。また、精緻な評価に基づく貸出金利設定を図る。
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	事務ガイドラインに基づいて規定の整備を行う。取引約定書を改訂する。	事務事務ガイドラインに基づいて規定の整備を行う。	取引約定書を双方差入方式に改訂する。	・事務ガイドラインに基づいて、規定の整備を行うべく検討中である。 ・16年3月 保証意思確認は、必ず面前でを行い、保証契約内容を十分説明するよう、融資管理回収規定を改訂した。	契約内容の重要事項の説明不足により、後日紛争にならないように、コンプライアンスの面からも重要事項の説明は十分に行うこととする。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況	備 考（計画の詳細）
		15年度	16年度	15年度	
(2)「地域金融円滑化会議」の設置・開催	四半期毎の会議に出席し、情報等を収集する。	四半期毎の会議に出席する。	前年同様	15年6月23日 第1回地域金融円滑化会議に出席 15年8月26日 第2回地域金融円滑化会議に出席 15年11月25日 第3回地域金融円滑化会議に出席 16年3月4日 第4回地域金融円滑化会議に出席	地域金融円滑化会議での苦情等の情報を参考に、「失敗から学ぶ学習システム」の構築を検討して行く。
(3)相談・苦情処理体制の強化	苦情等の分析を行い、研修等により職員のレベルアップを図る。 しんきん相談所等と連絡を密にする。 苦情等、処理管理方法について、必要に応じて要領の見直しを行う。 業界団体実施の研修会に参加する。	苦情・相談等の勉強会の実施。 要領の見直し。 業界団体実施の研修会に参加する。	前年同様	・15年5月から16年3月に定期的に「定例コンプライアンス委員会」を開催した。 ・16年1月、幹部会で苦情等、処理管理方法について再度周知を図った。	「顧客の苦情・要望等に公平・誠実に対処し、迅速な解決によって顧客からの理解と信頼を深め、顧客の保護に資する」を取組方針とし対応する。 苦情等処理担当者については、営業店の苦情処理等責任者はコンプライアンス責任者および部長・次席者とし、本部の担当部署を監査部監査課に置き、監査部長を責任者とし、所管部署は苦情等の内容により本部各部としている。苦情等の管理方法については、営業店で苦情等を受付けた場合は制定用紙に記入に部長に報告し解決を図るとともに、制定用紙(写)を業務監査課へ送付する。重大な事案については監査部長から常務会に速やかに報告することとしている。また、苦情等があった場合は管理簿に記載し、事案毎に原因究明・再発防止等を討議するとともに、勉強会等を実施しコンプライアンス意識の一層の浸透を図っている。
6. 進捗状況の公表	ディスクロジャー誌に掲載し公表する。	半期毎にディスクロジャー誌で公表する。	半期毎にディスクロジャー誌で公表する。	15年11月 当金庫ホームページで半期開示を実施した。	

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 15年度	備 考（計画の詳細）
		15年度	16年度		
II. 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1. 資産査定、信用リスク管理の強化					
(1)①適切な自己査定及び償却・引当の実施	金融庁指摘事項や金融検査マニュアルの改訂項目等を反映させた規定・要領を改訂し、周知徹底を図る。 自己査定要領について、「実質延滞について具体例の追加」「実態バランス作成の明記」「マトリクス表をより厳しく変更する」等の改訂を行う。	・自己査定要領改訂 ・研修会実施	左記取組みの継続 フォローアップ	・より正確な自己査定を行うため、マトリクス表の改訂など自己査定要領の改訂を行った。また改訂後の自己査定要領を周知徹底するために、集合研修を行った。 -「マトリクス表の厳格化」「実態バランスの作成」等、自己査定要領の改訂を行った。また改訂した自己査定要領を周知徹底させるため、自己査定作業前に集合研修・自己査定説明会を行った。	正確な自己査定を行うため関係要領を見直すとともに、取引先企業の実態把握に努め、融資担当者及び役席者の集合研修のより能力向上を図る。 融資部において自己査定要領改訂の検討会議を開催し、指摘事項及び「金融検査マニュアル」の改訂項目等を反映させた自己査定要領を作成する。金庫内の周知徹底を図るため役席及び融資担当者を対象とした集合研修を自己査定実施前に実施する。
(1)②担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	正確性を期するため15年度から不動産評価システムを導入した。 売買事例データの収集。	・担保処分実績から見た担保評価精度検証の実施。 ・不動産評価システム運用開始。 売買事例データの収集。	左記取組みの継続 フォローアップ 売買事例データの収集。	上期に、不動産担保評価管理システムに移行した。 15年10～11月 路線価、固定資産評価額、公示価格をもとに、担保不動産の評価見直しを行い、不動産評価システムの本格的な運用を開始した。	本部と支店が連携し、今後、不動産売買事例等の収集件数をより多く引き上げ、担保評価の精度向上に努める予定。担保処分実績から見た担保評価の精度の検証については、今後、制度化するなど手続の明確化を検討して行く予定。より一層正確性を期するため、平成15年度から不動産評価システムを導入した。
(1)③金融再生法開示債権の保全状況の開示	今後も開示する。	ディスクロージャー誌等で開示する。	前年同様	15年11月、ミニディスクロージャー誌、当金庫ホームページにて金融再生法開示債権の保全状況を開示した。	
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上					

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 15年度	備考（計画の詳細）
		15年度	16年度		
(2)信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	信用格付を自己査定の基本データとして、自己査定システムへの連携を図る。 集合研修の実施。	信用格付制度構築と取扱要領等の整備。 集合研修の実施。	信用格付システム稼働。 集合研修の実施。	現在、法人先を中心に、格付システムを試行的に導入し、融資部内にて債務者区分との整合性等を検討中である。 法人先を中心に、データ登録を行い、信用格付の施行運転を行った。	信用格付制度は信用リスク管理を行うには必要なものであり、早期運用開始と精度向上も目指して逐次改訂を行う。 信用格付制度については、システムの導入は平成15年4月に完了し、平成15年5月より3ヶ月間のプレ試行を行なった。今後実態バランスを反映させた信用格付区分と自己査定による債務者区分との比較と整合性を検証し、平成16年度の本格稼働に向けて平成15年度中に制度の構築と取扱要領の整備等具体化するよう検討して行きたい。金利設定においては、信用格付制度のシステム導入は完了しているが、運用方法が構築されていないため、信用格付に応じた金利テーブル表の基準はできてなく、今後検討して行きたい。
3. ガバナンスの強化					
(2)①半期開示の実施	今後も半期開示を実施する。	半期開示を実施する。	前年同様	15年11月、当金庫ホームページで半期開示を実施した。	
(2)②外部監査の実施対象の拡大等	今以上の監査は現在考えていない。	決算監査の実施 期中監査の実施	前年同様	決算監査、期中監査を実施した。 当面は、現状どおりの監査実施とする。	決算についての外部監査は実施済であるが、期中監査を毎月実施し、前年度監査における問題点の検討、自己査定関連等の監査を実施している。また、期末監査時に、決算監査の他に、開示の妥当性等の監査を実施している。
(2)③総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	総代選考基準の見直し。 全信協の検討結果を踏まえ、総代、総代会についてディスクロジャー誌に掲載する項目を検討する。	・全信協検討結果を踏まえ、総代会機能向上策を検討する。 ・15年度ディスクロジャー誌への掲載方法を検討する。	左記の16年度実施	16年3月 「総代会に関する運営要綱」を制定した。 15/3期ディスクロジャー誌への総代会運営等の掲載方法を検討中である。	現状の分析と評価を踏まえ、全信協が取りまとめる総代会機能向上策を基に対応を検討することとする。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 15年度	備考（計画の詳細）
		15年度	16年度		
(2)④中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針	信金中央金庫が分析した決算データ(経営効率分析表)等を、今後も活用して行く。	右記データ等を活用し、当金庫の現状を把握する。	前年同様	信金中央金庫が分析した15年3月期の「経営効率分析表」を役員等に配布し、全国平均および関東地区信用金庫や同規模信用金庫と比較し当金庫の現状を把握した。	自金庫の経営課題を的確に把握するため、信金中央金庫が分析した決算データ等を有効に活用する。信金中央金庫との連携をより一層強化し、必要に応じてアドバイスや情報提供支援を受ける。
(3)経営(マネジメント)の質の向上に向けた取組み					
4. 地域貢献に関する情報開示等					
(1)地域貢献に関する情報開示	地域貢献活動について、住民の期待や表現方法について検討する。地域貢献の見直し。開示の見直し。	・地域貢献活動の半期開示。 ・地域貢献活動の見直し。	左記取組みの継続、充実。	15/3期現在の地域貢献活動について、11月下旬に当金庫ホームページ上で開示を実施した。	地域貢献活動を見直し、経済的貢献・文化的貢献・社会的貢献を行う社会的責任を果たし、持続的に発展が可能な地域社会づくりに貢献する。また、その活動状況についても情報を充実させて会員や住民等による当金庫の経営内容に対する理解を得るようにし、質の高いリレーションシップバンキングを目指す。
5. 法令等遵守(コンプライアンス)					
行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止	その他関連する取組み別紙様式2参照				

3. その他関連する取組み(別紙様式2)

項目	具体的な取組み	15年度	進捗状況
			15年10月～16年3月
I. 1. (2)企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	融資審査のプロセスの中に財務分析だけではなく、企業の将来性・技術力を的確に判断するプロセスを加え、その判断ができる人材を養成する講座に職員を派遣する。 中小企業診断士等の資格取得に規程により補助金を支給しを奨励する。	・企業再生支援講座(全信協主催) 15年 9月23日～26日1名派遣 ・融資推進講座(県協会主催) 15年 9月17日～19日2名派遣	・目利き力養成講座(全信協主催) 15年11月 4日～ 8日1名派遣 15年12月15日～19日1名派遣 ・企業再生支援講座(全信協主催) 15年12月 8日～11日1名派遣 ・融資審査管理講座(関信協主催) 15年11月12日～14日1名派遣 ・企業再生支援研修(県協会主催) 15年11月 6日～7日 6名派遣

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 15年度	備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度		
I. 2. (4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	ほとんど実施していない状況であり、上部業界団体の研修に参加し、スキル向上を図る。			企業再生支援講座(全信協主催) 15年 9月23日～26日1名派遣	・目利き力養成講座(全信協主催) 15年11月 4日～ 8日1名派遣 15年12月15日～19日1名派遣 ・企業再生支援講座(全信協主催) 15年12月 8日～11日1名派遣 ・融資審査管理講座(関信協主催) 15年11月12日～14日1名派遣 ・企業再生支援研修(県協会主催) 15年11月 6日～7日 6名派遣
I. 3. (7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	全信協が実施する企業再生支援講座へ融資部審査課専担者の参加。その講座で学んだ事項を庫内研修として実施し知識の共有を図る。中小企業診断士、FP等の資格取得の奨励。			・15年9月23日～26日に「企業再生講座(全信協主催)」に企業再生支援担当者1名参加した。	・目利き力養成講座(全信協主催) 15年11月 4日～ 8日1名派遣 15年12月15日～19日1名派遣 ・企業再生支援講座(全信協主催) 15年12月 8日～11日1名派遣 ・融資審査管理講座(関信協主催) 15年11月12日～14日1名派遣 ・企業再生支援研修(県協会主催) 15年11月 6日～7日 6名派遣
II. 5. 法令等遵守(コンプライアンス) 行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止	法令遵守を経営上の最重要課題と位置付け、平成12年4月に規定・要領を制定し、役職員に周知徹底を図り、その後も規定を制定、改訂して一層の充実を図っている。			・定例報告として4半期毎に ①チェックリストに基づく結果報告 ②コンプライアンスに関する部店内啓蒙活動状況を各店の責任者より実施している。 ・年1回全職員を対象とした「職員行動チェックリスト」の自己評価の実施。 ・部店課長会議並びに職員総会等開催時役員よりコンプライアンスに関する注意事項の周知徹底。	・「職員行動チェックリスト」で、全職員を対象とした自己評価の実施を10月に実施して、結果を分析して役員に報告した。 ・15年度コンプライアンス・プログラムに沿った、プログラムの進捗状況を理事会に報告した。

(備考)別紙様式1による個別項目の計画数・・・25

・経営改善支援に関する体制整備および取組み状況

加茂信用金庫

具体的な取組み		<ul style="list-style-type: none"> ・専担者を配置し、再生のための選定基準を設ける。 ・その後、「中小企業支援室」を設置し、支援機能の強化を図る。
スケジュール	15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・経営支援にかかる専担者の配置、対象企業選定基準の設定。 ・経営支援対象先の決定および支援活動開始。 ・経営支援にかかる人材の育成、スキルの向上。
	16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・16年3月の自己査定結果に基づく経営支援対象先の見直し。 ・支援活動の継続実施。
備考(計画の詳細)		<ul style="list-style-type: none"> ・15年8月に融資部審査課に経営支援専担者を1名配置。 ・「中小企業支援室」を配置し、貸出金の健全化および不良債権の発生防止の取組みを強化。 ・外部研修による人材の育成、経営支援スキルの向上。
進捗状況	(1)経営改善支援に関する体制整備の状況(経営改善支援の担当部署を含む) 15年4月～16年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・15年8月、融資部審査課に経営支援専担者を1名配置。 (16年2月、融資部審査課から独立、「中小企業支援室」となり2名体制とした。) ・15年9月、経営支援・企業再生の人材育成とスキル向上に向けて外部研修への派遣を実施。
	15年10月～16年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・16年2月、「中小企業支援室」を設置、人員を1名増員し2名とした。
	(2)経営改善支援の取組み状況(注) 15年4月～16年3月	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針 債務者区分に応じた企業の支援・再生を図り、債権の健全化および不良債権の新規発生防止のための取組みを強化する。 ○取組み内容 <ul style="list-style-type: none"> ・本部による経営支援対象先を37先抽出。 ・「経営改善計画」の策定およびその実践のサポート。 ・「経営改善計画」の進捗状況のチェックおよびヒアリング。 ○支援先の改善内容 <ul style="list-style-type: none"> ・自社の現状把握による改善意識の高揚。 ・役員報酬を含めた人件費の見直し等、財務内容の改善を目指した経費の圧縮および相殺・遊休不動産売却による債務の圧縮。 ・ランクアップは15年度 2先 ランクアップ率5.4%。 ○課題 <ul style="list-style-type: none"> ・財務資料の有効活用と分析能力のレベルアップ。 ・経営支援体制の強化と支援担当者のスキルアップ。
	15年10月～16年3月	15年8月中小企業支援専担者配置、16年2月中小企業支援室設置のため、取組み状況については15年10月～16年3月のものです。

経営改善支援の取組み実績

加茂信用金庫

【15年度(15年4月～16年3月)】

(単位:先数)

		期初債務者数	うち 経営改善支援取組み先 α	α のうち期末に債務者区 分が上昇した先数 β	α のうち期末に債務者区 分が変化しなかった先 γ
正常先		561	4		0
要 注 意 先	うちその他要注意先	221	28	0	16
	うち要管理先	25	4	2	0
破綻懸念先		10	1	0	1
実質破綻先		47	0	0	0
破綻先		24	0	0	0
合 計		888	37	2	17

注)・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。